

大阪広域水道企業団規約の改正（案）について

1. 改正の概要

企業団と3団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務及び企業団の議会の組織に関する改正を行う。

2. 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 企業団は、<u>別表第1</u>に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p>	<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 企業団は、<u>別表</u>に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p>
<p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道用水供給事業の経営に関する事務</p> <p>(2) <u>別表第2</u>に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務</p> <p>(3) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務</p> <p>(4) 工業用水道事業の経営に関する事務</p> <p>(5) <u>前4号</u>に附帯する一切の事務</p>	<p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道用水供給事業の経営に関する事務</p> <p>(2) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務</p> <p>(3) 工業用水道事業の経営に関する事務</p> <p>(4) <u>前3号</u>に附帯する一切の事務</p>
<p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>33人</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>30人</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p><u>附 則</u>（平成●年●月●日大阪府指令市●号） この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>	
<p><u>別表第1</u> (略)</p>	<p>別表 (略)</p>
<p><u>別表第2</u>（第3条関係） <u>四條畷市、太子町、千早赤阪村</u></p>	